

たる後に於て初めて起りたるものなりとすれば、自然に(3)の場合に由れるものなりと考へざる可らざるが如し。

註① 下に記せる註釋⑦参照。

② 本紀にはかく龍朔三年春正月のこととなせども、其の誤謬なることは、同書契苾何力の傳に於て、新唐書本紀に見ゆると同様に、龍朔元年と記せるによりても證せらるゝ所なり。

③ 第一章註釋⑤参照。

④ 九姓の名は前に掲げたるものよりも更に古くは、兩唐書李勣傳に、貞觀四年二月李勣が「與李靖謀曰、頡利雖敗、其衆猶盛、若走度磧北、保於九姓、道阻且遠、追之難及」と見ゆ、本論に引きたる通鑑の記載は、此の傳を引きたるものに外ならず。

⑤ Festschrift für Vilhelm Thomsen, p. 831 note 4.

⑥ 新唐書地理志に「掘羅勿爲燭龍州」と記し、兩唐書回鶻傳には「俱羅勃爲燭龍州」と見ゆ、即ち掘羅勿は俱羅勃に外ならず、地理志には掘羅勿と書き、回鶻傳に見ゆる九姓の名の中には啞羅勿と書かれたれど、掘羅の兩字は同音相通用したるか、或は何れか一方の誤寫に過ぎず。^{補⑥}

⑦ 假りに名稱の上より、此等の各部が各々九姓より成立したるものと思ふ時は、前に記せる諸引例に於て、單に九姓と稱せらるゝものは、此等の中の何れの九姓部を指したるものなるか明らかならず、此の如きは固より有り得べからざることなれば、此の點よりいふも此の解釋は成立し得べきに非ず。

⑧ 九姓團體中の一姓なる回鶻が、九姓中の他の八姓を従がへたる後、九姓回鶻と稱せらるゝに至りたると全く同様の類例を略ぼ同時代のトルコ族に就きて求むるを得べし。兩唐書の記する所に従へば、西突厥は貞觀時代の可汗沙鉢羅陁利失の時、其の國を分ちて十部と爲し、以後十姓部落と號するに至れり、而して彼の突騎施(Türgis)部なるものは、實に此の十部中の一なりしが、西突厥の滅後、突騎施部の首領は代りて十姓を支配するに至れり、さて冊府元龜封冊篇(卷九六五)によれ